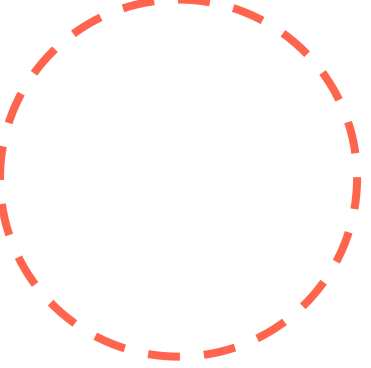
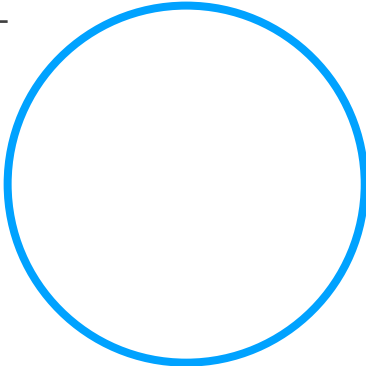


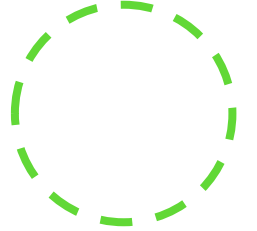
ファミリーホーム運営
マネージメント研修

4 「子どもへの適切な養育の提供」



大妻女子大学
山本真知子

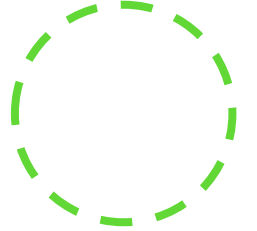




本研修の目的

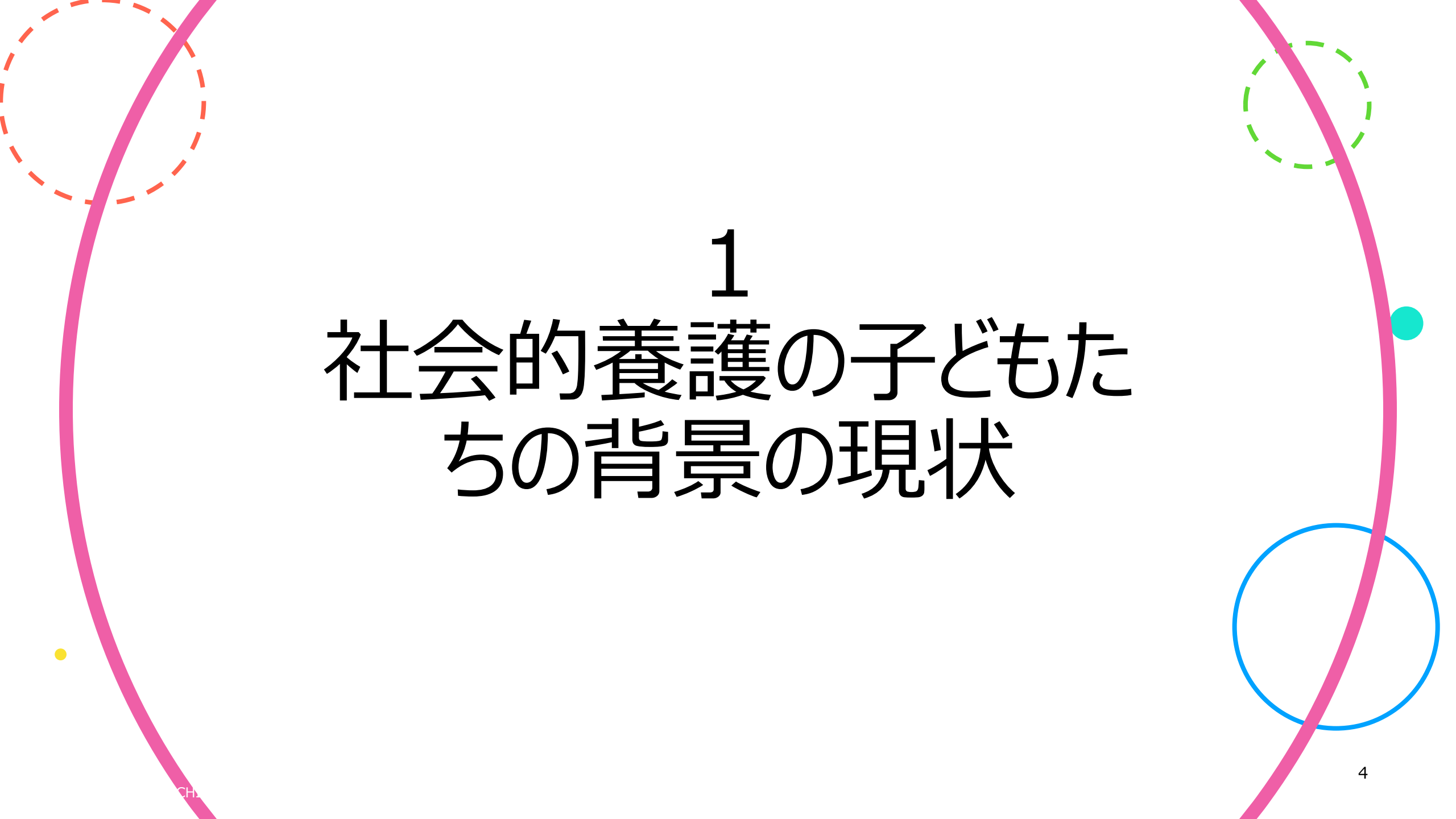
<目的>

- ・子どもたちの最善の利益に基づき、家庭養護の未来を担っていただくために必要な知識を得る
 - ・さまざまな背景がある子どもたちへの適切な養育とは何かを考える
- 



本研修の流れ

- 1 社会的養護の子どもたちの背景の現状
- 2 FHの特徴と子どもの養育
- 3 子どもへの適切な養育を行う上で大切なこと



1 社会的養護の子どもた ちの背景の現状



「児童養護施設入所児童等調査の概要」

(令和 5 年 2 月 1 日現在)

- ◆ こども家庭庁が令和 6 年 2 月に発表した調査結果から見た社会的養護全体の現状や課題
 - 里親やFH、児童養護施設や乳児院の施設すべてで、「子どもの心身の状況」と「虐待経験あり」に該当する割合が5年前の調査と比べて増加している。
 - 「両親又はひとり親あり」の割合も5年前と比較すると全体的に増加している。
 - 虐待等の不適切養育により、子どもの心身の状況に何かしらの気になる子どもが増加していることや、親のいる子どもの措置が増えていることがわかる。
 - 様々な背景があるが、子どもの貧困もその要因の一つとなる。

虐待相談件数と社会的養護下の数

- ◆施設やFH、里親に委託される子どもは相談対応件数の約2%
- ◆一時保護や施設入所になる理由は、虐待以外にも、貧困、親の精神疾患、拘禁、死亡、入院等がある。（令和5年度は8981件であり、虐待相談からの施設入所等よりも多い）

令和5年度 児童虐待相談対応の内訳



- ◆社会的養護下にいる子どもの割合は非常に少ないということがわかる。

内訳				
令和5年度	児童養護施設 2,129件	乳児院 704件	里親委託等 854件	その他施設 837件

こども家庭庁（2025）「社会的養育の推進に向けて令和7年9月」

子どもの貧困

- ◆ 貧困率・・・低所得者の割合を示す指標。世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分（貧困線）に届かない人の割合。中央の額の半分に満たない人の割合を「**相対的貧困率**」と定義。
- 2021年度の日本の所得の中央値の半分以下・・・127万円以下。
- ◆ 子どもの場合は所得がないため、親の所得を用いる。2018年では日本の子どもの貧困率は13.5%、7人に1人。2023年には**11.5%**に改善し、①____人に1人となる。（2015年13.7%、2012年度16.3%、2000年：12.1%、2023年11.5）主要36カ国で下位
- ◆ ひとり親世帯の日本の子どもの貧困率は44.5%（2021年）。ひとり親世帯の約5割が貧困となっている。OECD平均の31.9%を大幅に上回っている。

貧困率の国際比較

世界から見た日本の貧困

OECD加盟国

「Organisation for Economic Co-operation and Development

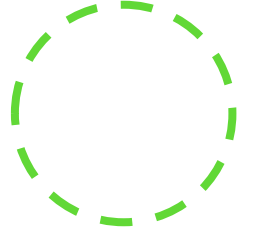
：経済協力開発機構」

OECDの加盟国は38か国

こども家庭庁「こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援の現状について」より

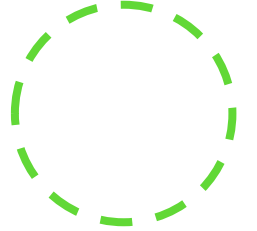
相対的貧困率			こどもの貧困率			こどもがいる世帯の貧困率					
						計		大人が一人		大人が二人以上	
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	アイスランド	4.9	1	フィンランド	2.9	1	フィンランド	3.4	1	デンマーク	9.7
2	チェコ	5.3	2	デンマーク	4.8	2	デンマーク	3.8	2	フィンランド	16.3
3	デンマーク	6.5	3	アイスランド	5.4	2	スイス	3.8	3	アイスランド	18.9
4	フィンランド	6.7	4	スロベニア	6.0	4	アイスランド	4.5	4	ノルウェー	23.4
5	スロベニア	7.0	5	ノルウェー	6.7	5	スロベニア	5.1	5	ハンガリー	23.5
6	ベルギー	7.3	6	ポーランド	7.1	6	チェコ	5.4	6	ポーランド	23.8
7	アイルランド	7.7	7	カナダ	7.3	7	ノルウェー	6.7	7	スロベニア	24.5
8	スロバキア	7.8	8	アイルランド	7.4	7	ポーランド	6.7	8	ラトビア	24.8
9	ノルウェー	7.9	9	チェコ	7.8	9	アイルランド	7.0	9	スウェーデン	25.3
10	オランダ	8.2	10	ベルギー	8.0	10	スウェーデン	7.8	10	ギリシャ	26.8
11	フランス	8.4	11	スウェーデン	8.8	11	ベルギー	8.0	11	ドイツ	27.2
12	カナダ	8.6	12	韓国	9.8	12	オーストリア	8.6	12	アイルランド	27.5
13	ハンガリー	8.7	13	ハンガリー	10.2	13	ハンガリー	8.8	12	ポルトガル	27.5
14	ポーランド	9.1	14	オランダ	10.3	14	オランダ	8.9	14	イギリス	28.1
15	スウェーデン	9.2	15	エストニア	10.6	15	ラトビア	9.3	15	チェコ	28.4
16	オーストリア	9.6	15	ラトビア	10.6	16	エストニア	9.4	16	エストニア	29.1
17	ルクセンブルク	9.8	15	リトアニア	10.6	16	フランス	9.4	16	フランス	29.1
18	スイス	9.9	18	スイス	11.4	16	ドイツ	9.4	18	ベルギー	29.5
19	ドイツ	10.9	19	日本	11.5	19	カナダ	9.8	18	オランダ	29.5
20	イギリス	11.2	20	フランス	11.7	20	日本	10.6	20	オーストリア	31.0
21	ニュージーランド	12.4	20	ドイツ	11.7	20	スロバキア	10.6	21	トルコ	31.2
22	オーストラリア	12.6	22	イギリス	11.9	22	ポルトガル	11.1	22	イタリア	33.4
23	ポルトガル	12.8	23	オーストリア	12.0	23	ニュージーランド	11.3	23	スロバキア	33.6
24	ギリシャ	13.0	24	スロバキア	12.4	24	オーストラリア	11.5	24	イスラエル	33.9
25	イタリア	13.5	25	オーストラリア	13.3	25	韓国	11.6	25	メキシコ	34.2
26	リトアニア	14.1	26	ニュージーランド	14.8	26	イギリス	12.3	26	ルクセンブルク	40.2
27	トルコ	15.0	27	ポルトガル	15.2	27	ギリシャ	13.5	27	スペイン	40.3
28	韓国	15.3	28	ギリシャ	15.3	28	リトアニア	13.8	28	オーストラリア	41.0
29	日本	15.4	29	ルクセンブルク	15.6	29	ルクセンブルク	14.3	29	リトアニア	41.3
29	スペイン	15.4	30	イタリア	17.2	30	メキシコ	16.4	30	チリ	42.6
31	エストニア	15.8	31	アメリカ	18.6	31	イタリア	17.2	31	カナダ	44.1
32	アメリカ	16.4	32	メキシコ	19.9	32	スペイン	17.6	32	日本	44.5
33	チリ	16.5	33	イスラエル	20.1	33	イスラエル	18.2	33	アメリカ	45.7
34	メキシコ	16.6	34	チリ	21.5	34	アメリカ	18.3	34	ニュージーランド	46.1
35	イスラエル	16.9	35	スペイン	21.8	35	トルコ	18.4	35	コスタリカ	47.4
35	ラトビア	16.9	36	トルコ	22.4	36	チリ	18.9	36	韓国	47.7
37	コスタリカ	20.3	37	コスタリカ	27.4	37	コスタリカ	24.3	—	コロンビア	—
—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	スイス	—
OECD平均		11.4	OECD平均		12.4	OECD平均		11.0	OECD平均		31.1
											9.2

- (注1)「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」の出典はOECD "Income Distribution Database"。 「こどもがいる世帯の貧困率」の出典はOECD Family Database "Child poverty"。 いずれも2023年7月19日閲覧。
- (注2)「相対的貧困率」、「こどもの貧困率」及び「こどもがいる世帯の貧困率」の日本の数値は、2022年国民生活基礎調査(厚生労働省)に基づく2021年のデータであり、2015年に改定されたOECDの新たな所得定義に基づく数値。
- (注3)「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」のチリ及びアイスランドは2017年、デンマーク、フランス、ドイツ、スロバキア、スイス及びトルコは2019年、コスタリカ、フィンランド、日本、ノルウェー及びスウェーデンは2021年、それ以外の国は2020年の数値。コロンビアは数値なし。
- (注4)「こどもがいる世帯の貧困率」のニュージーランドは2014年、オランダは2016年、チリ、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、スイス及びアメリカは2017年、カナダ、ラトビア、スウェーデン及びイギリスは2019年、コスタリカは2020年、日本は2021年、それ以外の国は2018年の数値。大人が一人のこどもがいる世帯の貧困率のスイスの数値はOECDデータベース上0%となっているが、有効な数値が不明なため数値なしとしている。コロンビアは数値なし。
- (注5)各項目のOECD平均は、37か国(「こどもがいる世帯の貧困率」の「大人が一人」については36か国)の単純平均。



世界と日本のこどもの貧困率

- ◆ OECD加盟国のうちデータがある37か国の中で、子どもの貧困率が19番目に高い国とされている（2023年7月現在）。
- ◆ 日本は経済的に豊かな国として認識されているが、**日本の子どもの貧困率は決して低くはない。35人学級1クラスに約4人の子どもが貧困問題を抱えている。**
- ◆ **日本のひとり親世帯の貧困率**はOECD加盟国のうちデータがある36か国の中で、ワースト5位。



貧困の連鎖

◆ 貧困は、健康問題や教育格差、虐待、自殺などのさまざまな問題の原因とされている

➡ 他の問題へ連鎖

特に虐待と貧困の関連は大きく、ネグレクトや心理的虐待に発展する可能性が大きい

◆ 貧困は、適切な支援がないと連鎖する恐れがある

➡ 世代間の連鎖

しつけと虐待

◆2019年（令和元年） 児童虐待防止法改正

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法の規定による監護および教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

◆この法律改正の背景には何があるか？

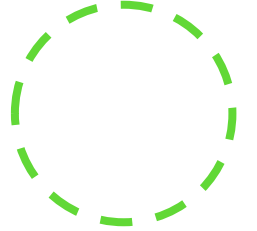
・しつけと虐待のグレーゾーンが大きく、体罰は虐待に当たると法律で定義することで子どもの保護をしやすくする。

◆懲戒権（民法822条）の廃止（令和5：2023年4月改正）

※社会的に許容される正当なしつけは、民法820条の「監護及び教育」として行うことができる。



被措置児童虐待



◆児童福祉法改正（2009年4月）：施設職員等による被措置児童等虐待について、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の人からの通告を受けて、調査等の対応を行う制度が法定化

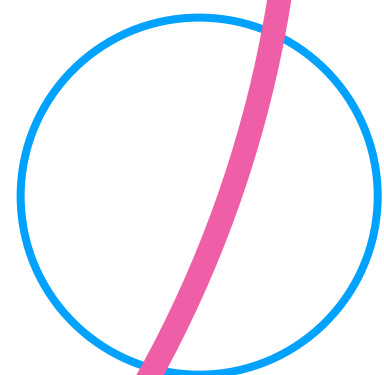
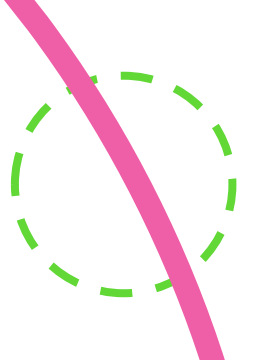
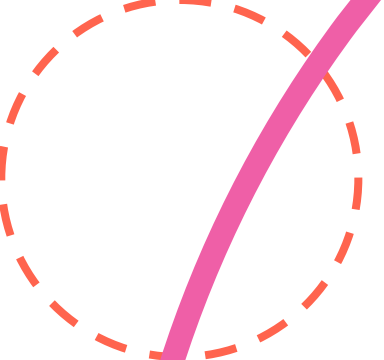
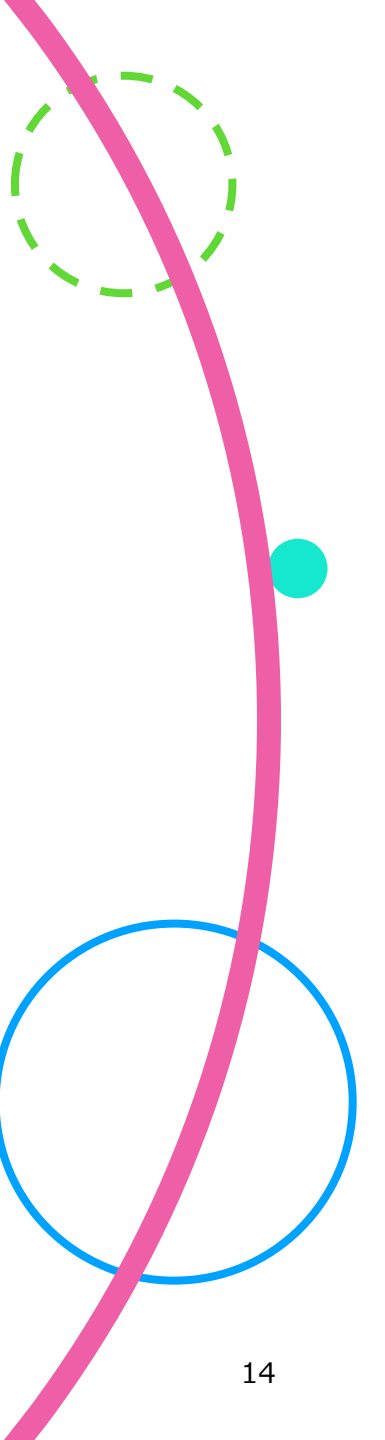
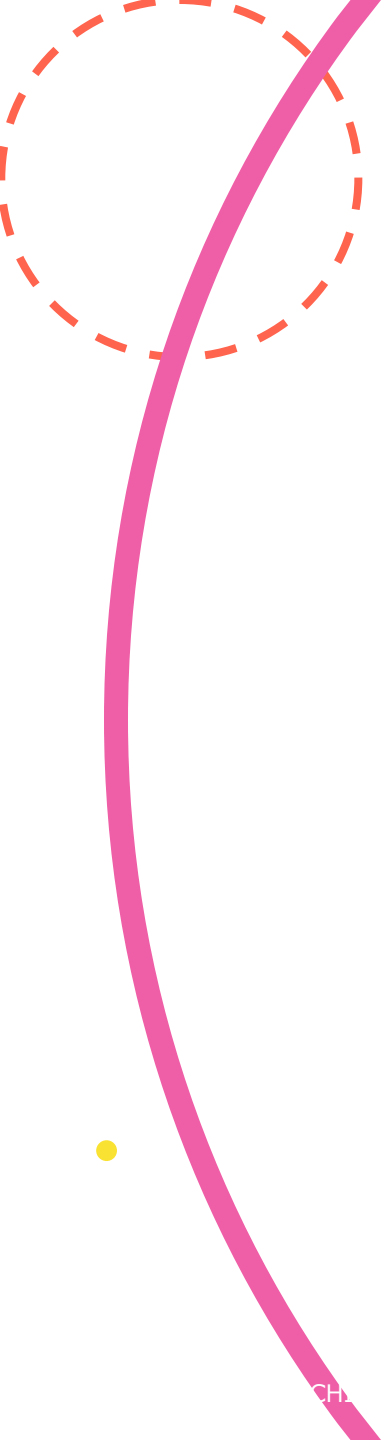
◆こども家庭庁「令和4年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について」より

令和4年度の報告：全422件中虐待が認められた施設等は145件、そのうち、「里親・ファミリーホーム」は30件（20.7%）だった。

- ◆全体として身体的虐待（55%）や心理的虐待（32%）が多いが、FHは身体的虐待の事例の記載が中心である。

被措置児童虐待の詳細【ファミリーホームの事例】

- ・お漏らしをしたこどものお尻を叩いた。
- ・窃盗等の非行行為を行ったこどもに対し、おもちゃのバットで足を叩いた。
- ・パジャマを鼻血で汚してしまったことを正直に言わないこどもに腹が立ち、お尻を叩いた。
- ・何度も水筒を壊したこどもに腹を立て、頭を拳骨で叩いた。
- ・物差しを折っていないと嘘をついたこどもに対し、加害職員が折れた物差しを手の甲に押し当てて、傷がついた。
- ・指示に従わないこどもに対し感情的になった加害職員は、こどもを裸足のまま外へ放り出し部屋の鍵をかけて家の中に30分程入れないようにした。
- ・服に落書きをしたこどもに対し、太ももを2回位叩いた。
- ・こどもがいうことを聞かないため、部屋に閉じ込め叩く、蹴るなどした。
- ・こどもがうるさい時や、壁を蹴るなどの行為があった際、日常的に大声で叱り恐怖感を与えた。
- ・養育者はこどもの舌や唾を舐めた。・養育補助者がこどもと性行為を行った。



2

FHの特徴と 子どもの養育

児童養護施設入所児童等調査の概要から①

◆ 児童養護施設入所児童等調査から考えるFHの特徴

- 委託児童の年齢は、他の施設や里親と比べると、「どの年齢の子どももまんべんなく受け入れている」傾向が高い。（0歳～17歳まで、割合が10%を超える年齢がない）
- 委託期間は前回の調査より長くなっており、他の施設や里親は同程度か下がっている中でFHのみ長期化している。：ファミリーホーム4.3年（前回3.6年）
- 心身の状況（障害や疾病など）は51.2%（前回 46.5%）であり、児童養護施設や里親よりも高く、児童心理治療施設、児童自立支援施設に次いでいる。病気をする罹患傾向も、児童養護施設や里親と比べ高い数値である。

児童養護施設入所児童等調査の概要から②

◆児童養護施設入所児童等調査から考えるFHの特徴

- 養護問題発生理由は養育拒否、母の精神疾患等、母の放任・怠だ、が10%を超え、この比率は里親と同様であるが、「児童の問題による監護困難」は里親と比較すると高い。
- 被虐待経験は、ファミリーホームで56.8%（前回53.0%）となっている。里親よりは多いが施設よりは比率は少ない。
- 家族との交流は、「交流なし」はファミリーホームで42.2%（前回 36.9%）となっている。
- 措置解除に関しては、「自立まで現在のファミリーホームで養育」が 70.7%（前回 68.7%）となっており、7割近くが自立までFHで生活する

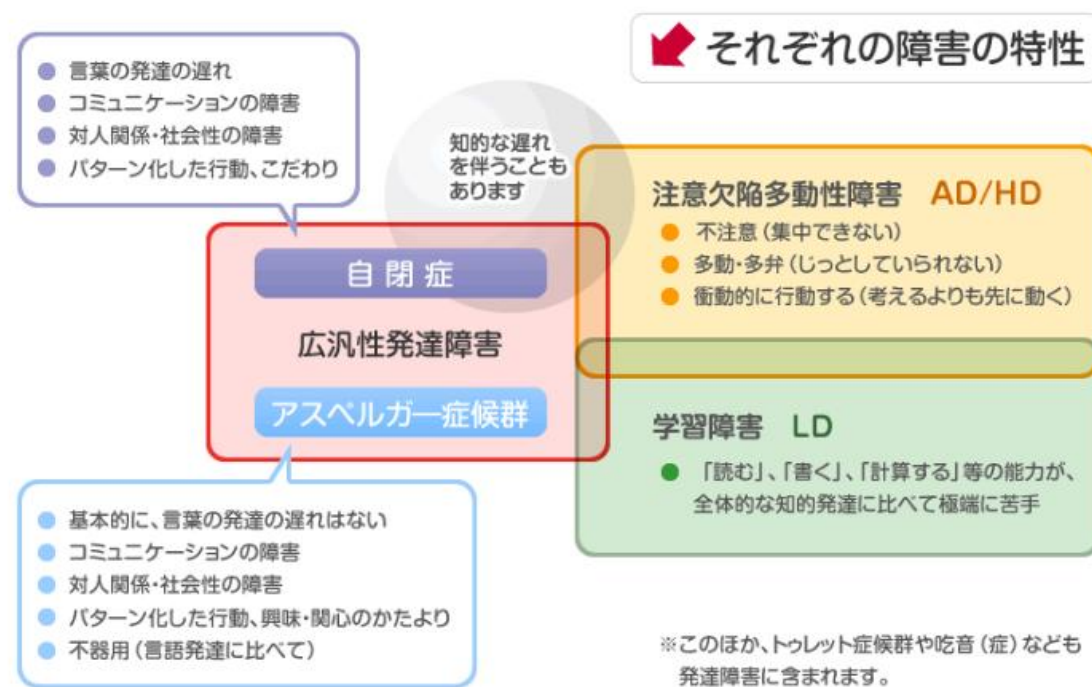
心身の状況のうち増加する発達障害

◆発達障害には様々な種類があり、社会的養護の子どもたちにはアタッチメントに関する課題もある。

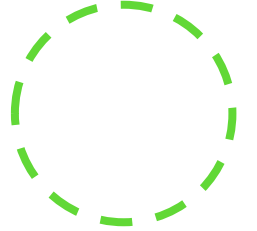
◆アタッチメント障害は発達障害と非常に深く関係があるとされる。

◆虐待は脳自体の発達にも悪影響を与え、委縮するとされる研究もあり、さまざまな育ちの障害を引き起こす。

※杉山 登志郎（2007）『子ども虐待という第四の発達障害』



政府広報オンライン「発達障害ってなんだろう」より

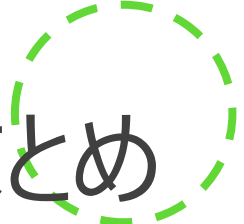


その他の心身の状況のFHの子どもの特徴

- ◆知的障害：15.8%（施設や里親の中でも一番多い）
 - 全体の割合は少ないが、施設や里親と比べて多いもの
- ◆視覚障害、聴覚障害など身体的な障害は乳児院に次ぐ多さ
- ◆学習障害（LD）：6.8%（施設や里親は多くても3.4%）
- ◆発達性協調運動障害：1.4%（施設や里親は多くても0.5%）

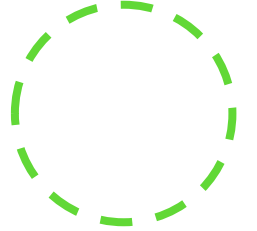
発達性協調運動障害：運動に影響を与える神経疾患がないのに協調された運動スキルの獲得や使用が困難で、学校生活、遊びなどの日常生活活動を阻害している状態

- ◆吃音症やチックも他の施設や里親と比べても一番多い
 - ADHD や自閉症スペクトラムは児童心理治療施設や児童自立支援施設の割合の半分以下ではあるが、児童養護施設よりは多い。



児童養護施設入所児童等調査の概要からのまとめ

- ◆ FHは幅広い年齢の子どもを受け入れていること。
- ◆ 心身の状況に何らかの課題のある子どもの比率が里親や児童養護施設よりも高く、② _____ の高い子どもの委託があるということ。
- ◆ その② _____ も一概に発達障害のみということではなく、知的・身体・精神・発達など多岐にわたっている。
- ◆ 自立までFHにいると考えられる子どもが7割おり、委託が長期化していることがわかる。

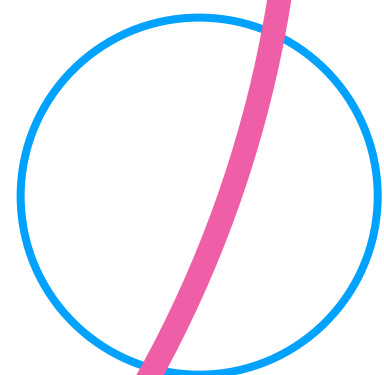
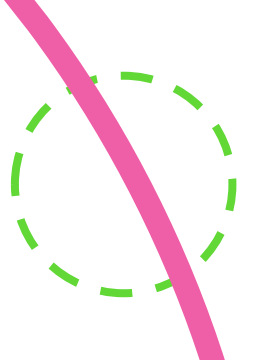
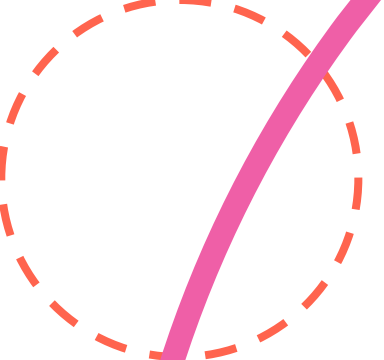
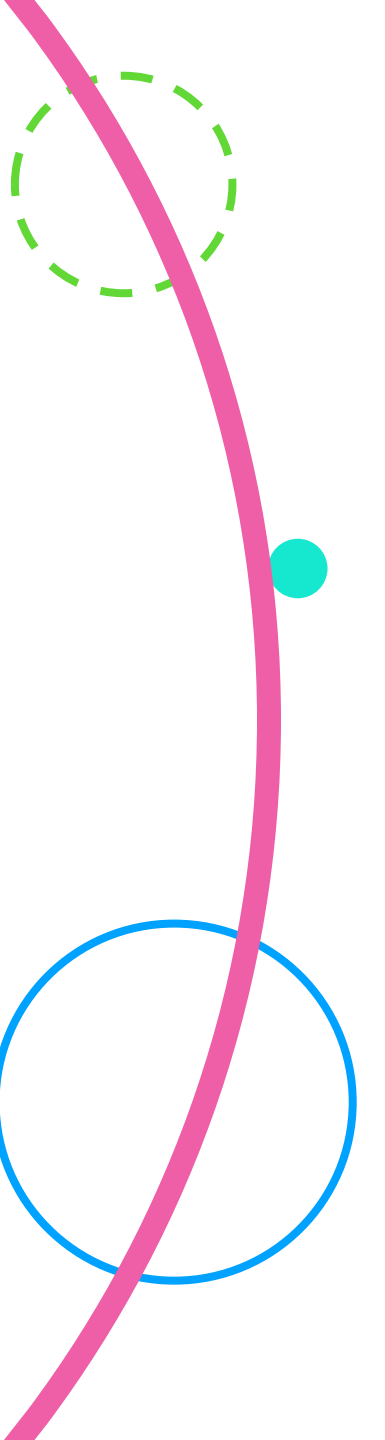
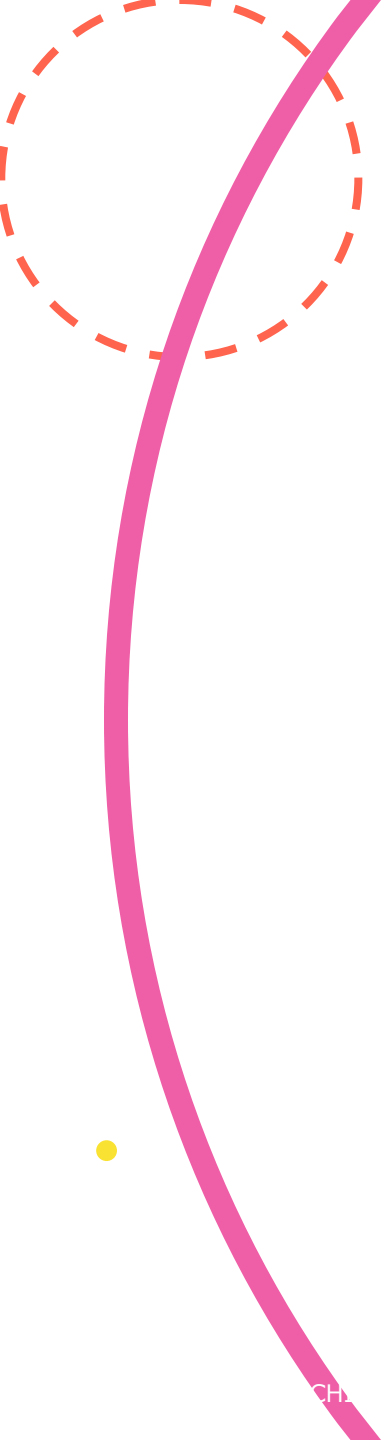


「里親及びファミリーホーム養育指針」

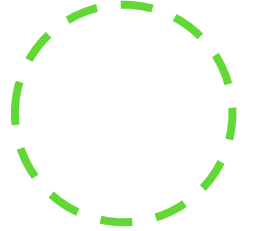
◆養育指針の中でFHに関することは以下のように書かれている。

- ・FHは、養育者の住居に子どもを迎え入れる家庭養護の養育形態である。里親家庭が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではない。
- ・ファミリーホームの養育者は、子どもにとって職員としての存在ではなく、共に生活する存在であることが重要である。したがって養育者は生活基盤をファミリーホームにもち、子どもたちと起居を共にすることが必要である。
- ・FHの基本型は夫婦型であり、生活基盤をそこに持たない住み込み職員型ではない。児童養護施設やその勤務経験者がFHを設置する場合には、**家庭養護の特質を十分理解する必要**がある。

- 
- 
- ・養育者と養育補助者は、養育方針や支援の内容を相互に意見交換し、共通の理解を持ち、より良い養育を作り出す社会的責任を有している。
 - ・**養育補助者**は、家事や養育を支援するとともに、**FH内での養育が密室化しないよう、第三者的な視点で点検する役割**も担うことを理解する。
 - ・補助者が養育者の家族である場合には、養育がひらかれたものとなるよう、特に意識化することが必要である。
 - ・ファミリーホームは、**複数の子どもを迎え入れ、子ども同士が養育者と一緒に創る家庭でもある。子ども同士の安定を図るため、子どもを受託する場合は、子どもの構成や関係性を考慮し、児童相談所との連携が大切になる。**また、
 - ・養育者が子ども同士の関係を活かし、子ども同士が成長しあうために、どのようななかかわりが必要かという観点を持ちながら養育にあたることが必要となる。



3 子どもへの適切な養育 を行う上で大切なこと



「子どもの権利擁護」の場としてのFH

- ◆ FHは子どもの権利擁護の場である。
- ◆ その一方で私的で閉鎖的な空間になりやすい。
- ◆ 養育がひらかれたものにしながらも、子どもの権利を守る養育が必要となる。
- ◆ 子どもも養育者や補助者の大人も、FHが安心して安全な場所であるためにはどのようにすればよいだろうか。

①虐待の防止

➤被措置児童虐待の報告書では、右のような職員等が虐待を行っていることが分かった。

➤衝動性や怒りのコントロール不全が40%近くなっており、アンガーマネジメントやリスクマネジメントの研修体制が重要であることもわかる。

➤それぞれのFHに委託されている子どもの背景や課題、養育者の課題から研修等に参加することも大切。

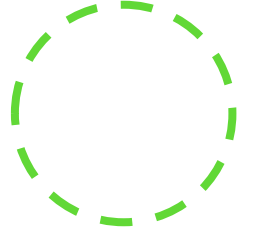
ウ 虐待を行った職員等のパーソナリティ (※)

(単位：人(％))

	衝動性	攻撃性	怒りのコントロール不全	感情の起伏が激しい	養育技術の低さ
あり	71 (37. 8%)	60 (31. 9%)	76 (40. 4%)	50 (26. 6%)	69 (36. 7%)
なし	53 (28. 2%)	60 (31. 9%)	52 (27. 7%)	64 (34. 0%)	57 (30. 3%)
不明	64 (34. 0%)	68 (36. 2%)	60 (31. 9%)	74 (39. 4%)	62 (33. 0%)
合計	188 (100. 0%)	188 (100. 0%)	188 (100. 0%)	188 (100. 0%)	188 (100. 0%)

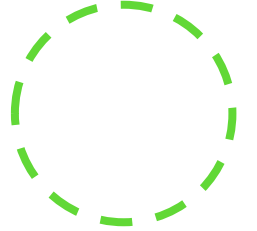
※ 虐待を行った職員等のパーソナリティとして、表上段に掲げる項目が存在するか否かを各自治体に質問したもの。

こども家庭庁「令和4年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について」より



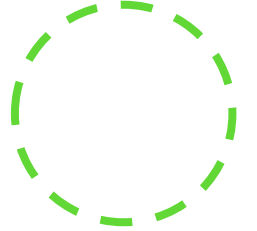
参考となる研修等

- ◆ アンガーマネジメント研修：1970年代にアメリカで生まれたとされている怒りの感情と上手に付き合うための心理教育、心理トレーニング
- ◆ フォスタリングチェンジプログラム：アタッチメント理論、社会的学習理論、認知行動理論に基き、ペアレントトレーニングの考えも取り入れて1999年にロンドンのモーズレイ病院の専門家チームによって開発された。
- ◆ ペアレントトレーニング：主に発達障害や知的障害の子どもと親の関わりを中心にされている。子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム。精研式・奈良式ペアレントトレーニングや肥前式ペアレントトレーニングなどの複数の種類がある。



子育てに必要な心の余裕

- ◆ FHの養育は、複数の子どもの養育でなかなか時間がとりずらい部分もある。しかし、心の余裕、安心できる空間は養育者側にも必要となる。また安心できる空間は人によって異なる。
- ◆ 心身の疲弊は不適切な養育や③_____につながる。
- ◆ ストレス解消法、心の余裕を得られる方法を自ら知る = 自己覚知することが大切
- ◆ 夫婦や家族間で共有し、どうすれば確保できるか話し合うことも時間のマネジメントの一つである。



②子ども同士の関係性を大切にする養育

- ◆FHの養育の特徴は、複数の子どもの養育を行うことである。（養育者に実子がいる場合、実子を含めて7人以上の子どもの養育になる可能性もある）
- ◆子どもの背景、委託された年齢、委託されている期間、実親との関係など、一人一人のケースが異なる。
- ◆複数の委託児童がいることは、メリットにもデメリットにもなり得る。

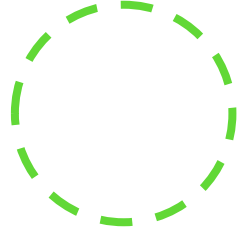
FHにおける複数の子どもがいる養育の利点や課題

利点（メリットとなること）

- ◆ 同じ立場の委託児童の子どもがいることで、1対1の関係を築きにくい子どもにとっては、他の子どもがいることで安心な空間になる
- ◆ 子ども同士の関わりにより、子どもの成長や大人がいない中での関わりを学べる
- ◆ 他の子どもの様子から自立や進学等の状況の見通しが持てる

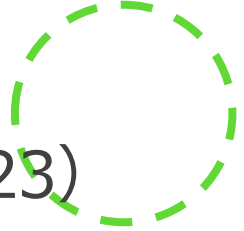
課題（デメリットとなること）

- ◆ 委託児童の措置変更や措置解除、新たな委託により、度々FHの構成員が変わることにより落ち着かない場合もある
- ◆ 子どもの不穏な状況が他の子どもに影響しやすい
- ◆ 他害のリスクが出る可能性がある（特に性的な課題がある場合）



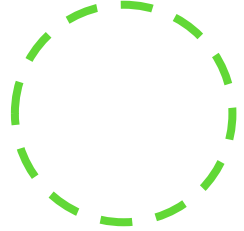
③子どもの声を聴く養育

- ◆里親及びファミリーホーム養育指針によるとファミリーホームは、複数の子どもを迎え入れ、**子ども同士が養育者と一緒に創る家庭**でもある。
 - ◆複数の子どもと養育者がどのようなFHを創るのかを話し合える場であることが理想である。
 - ◆そのためには、お互いの声を聴く養育体制が必要となる。
- ➡その際、補助者や委託されている子ども以外の家族の声も聴きとる必要性もある。



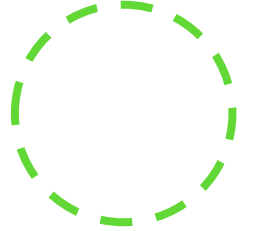
子どもが話したくない人（三菱UFJリサーチ & コンサルティング2023）

- ・考え方が古かったり、頭が固かったりする人。 ・声が大きい人。 ・頑固な人。
- ・話していてこちらの気持ちを逆なでしてくるような人。
- ・自分の意見を言おうとしたら「言い訳」という人。
- ・話している途中で言葉を被せてきて話を終わりにする人。
- ・言いたいことがあるのに丸め込む人。 ・話を否定してくる人。
- ・一緒に生活する人について、愚痴をこぼしたときに、その人のことを庇う人。
- ・目線が合わなすぎる人。（話を聞いていないと感じる。）
- ・何かしながら話を聞く人。（メモとか必要な作業は良いけれど、スマホ、飲み物を飲むときも「ちょっと飲むね」などと声をかけてくれた方が嬉しい。）
- ・自分の話ばかり一方的にしてきて、言葉のキャッチボールにならない人。 ・何を言っているか分からない人。
- ・説得力のない人。 ・馴れ馴れしすぎる人。
- ・相手のにおいは気になる。（煙草のにおいがする人は特に嫌。）



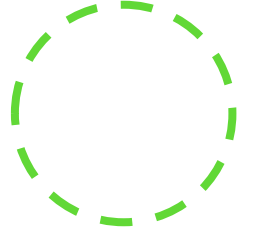
子どもの声を聴くために大切なポイント

- ◆子どもの声を聴く = 子どもの思うとおりにするのではない。
- ◆ただ聴いてほしい、伝えたいことがあるという思いを大切にする。
- ◆言語の数が異なるため、子どものキモチと大人側の受け取り方に差が出てしまうことがあることを理解する。
- ◆児童相談所やFH・里親支援に関わる大人と里親が、一方的に子どもを判断するのではなく、多角的に相互的に子どもの応援団としてかかわる必要がある。= チーム養育
- ◆子どもが本音を話せる場を一つだけではなく複数用意できるような関わり方、機会の保障が必要となる。子ども同士のつながり=ピアサポートの機会の確保も重要。



私自身のFH・里親家庭での経験から

- ◆どんなに子育てをたくさんした人であっても、子育てに100%の正解はない。
- ◆一人ひとり子どもは望んでいることが異なる。満足感も違う。
- ◆養育者が子育てに満足した際は、「子どもは満足だと思っていないかもしれない」と立ち止まって考える必要がある。自己満足は要注意／でも必要
- ◆子どもにすべて譲る必要はないが「これだけは守りたいこと」「これだけは守ってほしいこと」は夫婦間、家族間でしっかりと決め、子どもに伝える必要がある。
- ◆FHは養育者・委託児童だけではない、養育者の家族（実子や元委託児童など）や補助者もいる。特に子ども同士の関係性には留意したい。

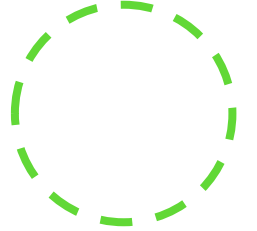


より良いFHの養育とは何か

- ◆ 一人ひとりの価値観、大切にしたいことは異なっている
- ◆ 良いFHという定義もそれぞれであるが、基本的には
 - ① 子どもの権利が土台にあること
 - ② 養育者も子どももお互いに話を聞き合える関係でいること
 - ③ ありがとう、ごめんなさいを伝えられる関係でいること
- ◆ 困ったとき、悩んだとき、養育者も子どもも話ができる**応援団**を持つことがとても重要。また、**当事者同士の話し合い**も有効となる。



まとめ



- ◆ マイケル・ラター博士（イギリス・心理学者） 自閉症や養子縁組・里親に関する研究者の言葉
 - 子どもたちと一緒に「with」を大切にすること
 - 必ず問題は起きるものである。支援者は常に「ポジティブ」でいること。
- ◆ 養育者が思っている以上に、子どもたちはみなさんの背中を見て育っています。
- ◆ 自分を大切にできなければ大切な人を大切にはできません。みなさん自身も自分を大切にして、生活を楽しんでください。